

障がい福祉サービス事業所

職員の皆様へ 処遇改善手当の支給

300,000円

(月額25,000円)

2023年4月1日より1年間

当法人では、2023年度福祉・介護職員処遇改善加算の申請を行います。
今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、2024年3月末
には処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、障がい施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2023年4月1日から2024年3月31日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

加算対象外の職員について

加算対象の処遇職員以外の方については、8,500円の支給をします。
介護保険制度対象外のため、法人の自己資金から支給しています。
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 大代 貴輝